

京都市告示第564号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年1月15日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
岩倉46号線	左京区岩倉村松町80番地から 同町108番地の1地先まで	旧	メートル 26.30	メートル 5.93 ~ 6.53
		新	26.30	6.00 ~ 6.53

(建設局土木管理部道路明示課)